

【訪問看護医療 DX 情報活用加算 算定に関しまして】

2024 年診療報酬改定に伴い、地方厚生局長等に届け出た“訪問看護ステーションすこやか”の看護師がオンライン資格確認システムを利用し、ご利用者さまの診療情報や薬剤情報等を取得・活用し、質の高い医療を提供していきます。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月に 1 回 50 円を加算いたします。

こちらに関する施設基準は以下の通りです。

- 1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- 2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- 3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- 4) 3) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。